

生衛第333-2号
令和2年8月25日

各水道行政担当部（課）長 様

埼玉県保健医療部生活衛生課長
(公印省略)

簡易専用水道施設への雨水混入について（通知）

今般、県内の簡易専用水道施設において、施設内配管の誤接合により、長年にわたって飲用の蛇口に中水（雨水の再利用水）が供給されていた事案が判明しました。

給水装置への誤接合は、汚染された水道水による健康被害の発生など重大な事故につながる恐れがあるため、下記事項に留意し、誤接合防止の徹底に努めるようお願いします。

記

中水等の雑用水を使用する施設等の管理者に対し、誤接合により給水装置へ中水等が混入する危険性について注意喚起するとともに、以下の点について周知する。

- 給水装置に給水装置以外の設備を直接連結してはならないこと。
- 給水装置の改造は、水道事業者への届出が必要であること。
- 給水装置の工事は、指定給水装置工事事業者により適切に行われなければならないこと。

<参考>

平成29年9月15日付薬生水発0915第5号厚生労働省医薬・生活衛生局通知
「給水装置工事における誤接合防止の徹底について」

水道担当 渡辺
電 話 048-830-3615
メー ル a3600-08@pref.saitama.lg.jp